

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会(第42回)
事業者ヒアリング ご説明資料

2025年8月7日
ソフトバンク株式会社

国民生活に不可欠な通信サービスのあまねく提供を確保するためのユニバーサルサービス制度は、国益・国民生活の観点で非常に重要

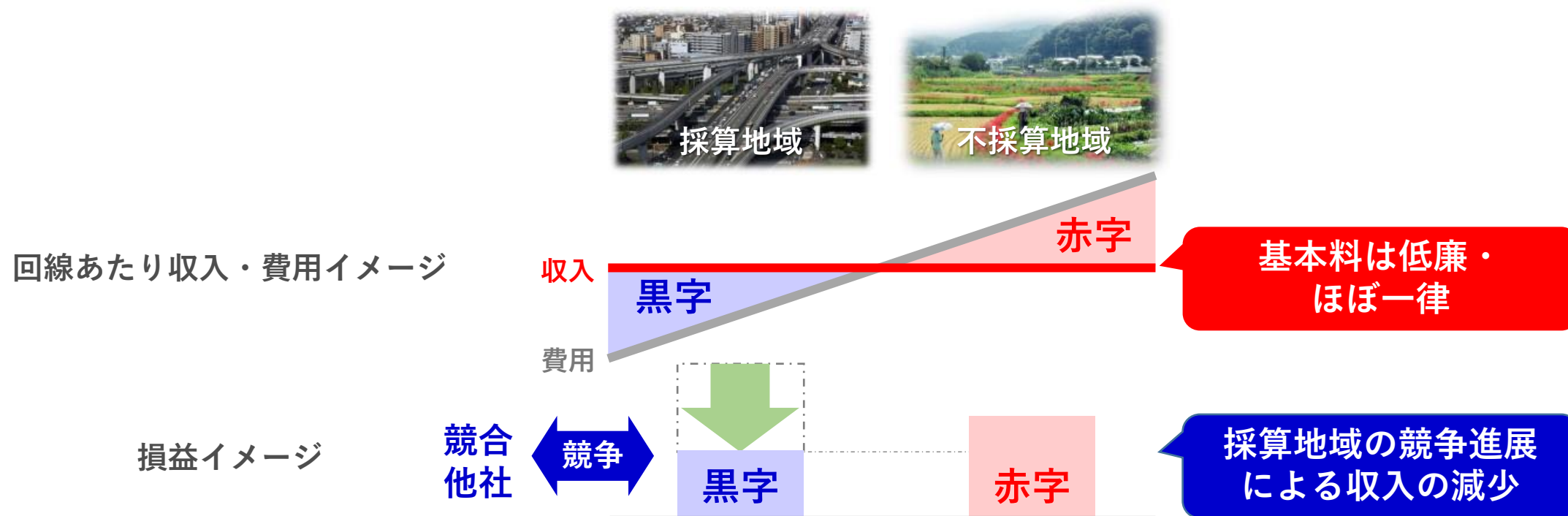


地方創生2.0・Society5.0・デジタル社会形成基本法



ユニバーサルサービス制度の経緯

もともとユニバーサルサービス制度は、競争原理の導入に伴い
不採算地域でのサービス提供が困難になるおそれから生まれた制度



ユニバーサルサービス制度の経緯（ブロードバンド）

ブロードバンドの基礎的電気通信役務化も、電話と同様、
不採算地域でのサービス提供維持が困難になるおそれの発生によるもの

ブロードバンドサービスを巡る当面の課題として、条件不利地域等においては、いまだ未整備エリアが解消されておらず⁶、また、整備済みエリアにおいても、基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体に大きな財政的負担が生じていることが指摘されている。これらは、ブロードバンドサービスが果たす役割の重要性に照らし、早急に取り組むべき課題であり、必ずしも制度的対応を待つことなく、予算措置等により機動的に支援を行っていくことが必要である。

一方、中長期的には、条件不利地域等におけるブロードバンドサービス基盤の整備・運用について、事業の効率化等を通じて将来にわたる持続可能性を確保していく観点からは、民間事業者が担い手となってサービスを持続的に提供していくモデルの構築が必要となることから、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべきである。

制度的対応として、具体的には、以下の2つの方向性が考えられる。

- ① 現行制度の枠組みは原則として維持した上で、基礎的電気通信役務の対象を拡大してブロードバンドサービスを位置付け、交付金制度や約款規制等について必要な見直しを行う。

整備済みエリアにおける
基盤の維持・更新等が困難に



基礎的電気通信役務の対象を拡大し
交付金制度等、必要な見直しを実施

ユニバーサルサービス制度設計の考え方

基礎的電気通信役務としての指定は、第一号・第二号ともに、サービス提供の維持が困難となった不可欠サービスの交付金支援が主目的

第一号基礎的電気通信役務



加入電話・公衆電話・緊急通報

採算地域での競争が進み、
NTTの内部相互補助による**不採算地域**
でのサービス維持が困難となったこと

第二号基礎的電気通信役務



FTTH・CATV(HFC方式)・ワイヤレス固定BB(専用型)

人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により
ローカル事業者の採算性が悪化し、
地方におけるサービス維持が困難となりつつあること

対象役務

指定の
背景・契機

**競争での確保が可能な範囲は競争に委ね、
競争で確保できない部分にフォーカスした制度検討が必要**

基礎的電気通信役務とその規制の在り方

単に「国民生活に不可欠な役務」という点にのみ着目し、
基礎的電気通信役務の対象や、必要な規制を検討するのは適切ではない

NTT法 (第3条)

会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意するとともに、**国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与**し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

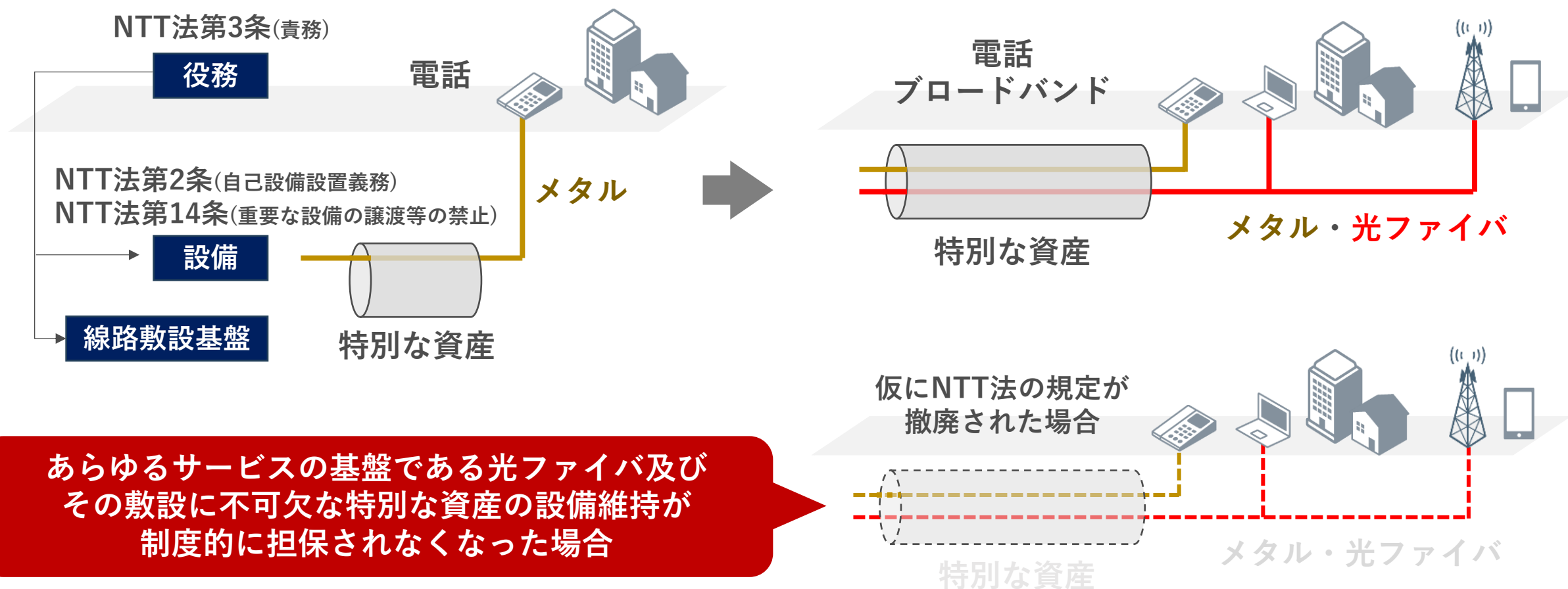
電気通信事業法 (第1条)

この法律は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その**公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護**し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

ユニバーサルサービス制度は、事業法・NTT法の目的を達成するための
「一要素」という点を念頭に制度設計を行うべき

NTT法目的の効果

NTT法の目的にある、電話のあまねく提供確保に関する規定は、インフラを保護する役割もあり、単なる電話サービス確保の規定にとどまらない



NTT法関連の改正

NTT東西の責務は変更されたものの、自己設置要件の原則は維持され、線路敷設基盤及び重要な電気通信設備に関する規制は強化

(1) 設備の自己設置要件の緩和

設備の自己設置要件は、電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を死蔵せずに有効活用し、また、ユニバーサルサービスの安定的提供を確保する上での重要性等に鑑みれば、引き続き維持することが適当である。

他方、NTT東西は、今回、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスの提供に関し最終保障提供責務を担うこととなり、その効率的な履行を可能とすることも必要であることから、NTT東西に対し、自己設置要件の例外として、以下の事項を認めることが適当である。

- ① 電話のユニバーサルサービスについては、「ワイヤレス固定電話」の不採算地域以外での提供及び「モバイル網固定電話」の提供
- ② ブロードバンドのユニバーサルサービスについては、未整備地域等に限定して、「ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)」の提供
- ③ 最終保障提供責務を履行する場合において、他事業者の光回線設備等を利用したユニバーサルサービスの提供

(2) 線路敷設基盤の譲渡等の認可制の導入等

電気通信設備の設置には、電柱・管路等の線路敷設基盤が必要であるところ、その貸出しを受けることが可能となるのは、余剰設備や余剰の添架ポイントがある場合に限られること等を考えると、自己設備によって安定的にサービスを提供するためには、自ら線路敷設基盤を保有することが重要となる。

NTT東西が電電公社から承継して保有する全国規模の線路敷設基盤は、他事業者による構築は事実上不可能であること等に鑑みると、最終保障提供責務を担うNTT東西が線路敷設基盤を保有し続けることが、サービスの安定的な提供を確保する上での意義は極めて大きいものがある。

このため、線路敷設基盤の譲渡又は担保等については、規制コスト等を踏まえてその対象範囲を検討した上で、認可の対象とすることが適当である。

また、重要な電気通信設備に係る認可は、現在、譲渡又は担保を対象としているところ、それ以外の処分をする場合も、ユニバーサルサービスの安定的な提供への支障が懸念される点は同じであるため、線路敷設基盤を含めて、認可対象となる行為には、譲渡や担保以外の処分を含めることが適当である。

出典：市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申（2025年2月3日）P.52～53
https://www.soumu.go.jp/main_content/000989673.pdf

公社承継資産に基づくインフラ維持・サービス提供がNTTには引き続き期待されている

モバイル網固定電話とワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）が新たに基礎的電気通信役務化

(2) ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のユニバーサルサービスへの追加

ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、基本的に全国で、FTTHよりも低廉な料金で、FTTHと同様にデータ通信容量が原則無制限で利用できることから、無線の積極的な活用により、ブロードバンドの効率的な提供を確保する観点からは、ユニバーサルサービスに位置付けることが考えられるところである。

他方、一の基地局で不特定の利用者をカバーし、また、屋内やビル陰など技術的にカバー困難な地点が生じるモバイル網を利用する特性上、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、時間と場所により通信の品質が安定しない場合があり、ユニバーサルサービスに位置付ける場合でも、品質面で利用者に不利益が生じないように混雑が生じにくい地域に限定すべきである。

以上を踏まえ、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、混雑が生じにくく、かつ、効率的な提供を確保する必要性が高い地域である未整備地域等に限定して、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当である。

(3) モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加

現在MNO各社が提供するモバイル網固定電話は、住所情報が通知されず、緊急通報をした場所が特定できない場合があること、品質がFAXの提供に適さないサービスがあること、メタル固定電話と比較して品質が劣るサービスがあること等の課題はあるが、以下の点等に鑑みると、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当である。

- ① モバイル網固定電話は、基本的に全国で、NTT東西のメタル固定電話より低廉な料金で利用可能であり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供と、電話単体利用を希望するメタル固定電話の利用者の移行先を併せ確保する観点から有効なサービスと考えられること

出典：市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申（2025年2月3日）P.21～22,28
https://www.soumu.go.jp/main_content/000989673.pdf

無線の技術特性による制約はあるも、効率的な提供を目的に指定

無線活用の制約

無線の技術特性から、屋内利用の完全な確保には多大な負荷を要する



建物の影・密集地域の屋内などについては、
技術上通信が不安定となる懸念

不特定多数の接続による品質低下のほか、
モバイルは面的エリアカバーを目的とした
サービス設計を行っているため
携帯電話事業者は固定地点での利用を保障できない

(4) サービス品質の確保

その上で、無線の特性上、加入者宅によっては良好な電波環境が得られない可能性もあることから、ワイヤレス固定電話の利用に当たり、NTT 東西は、加入者宅における電波環境をあらかじめ確認するとともに、電波環境が悪化した場合にはブースター等を設置する等、品質確保のための措置を講ずることが必要である。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申（2019年12月17日）P.14
https://www.soumu.go.jp/main_content/000659635.pdf

NTT東西のワイヤレス固定電話提供においては、
屋内利用の保障のため、加入者宅の電波環境確認や
ブースター設置等の措置が必要

有線による提供が基本で、自ずと無線の活用は限定的になる

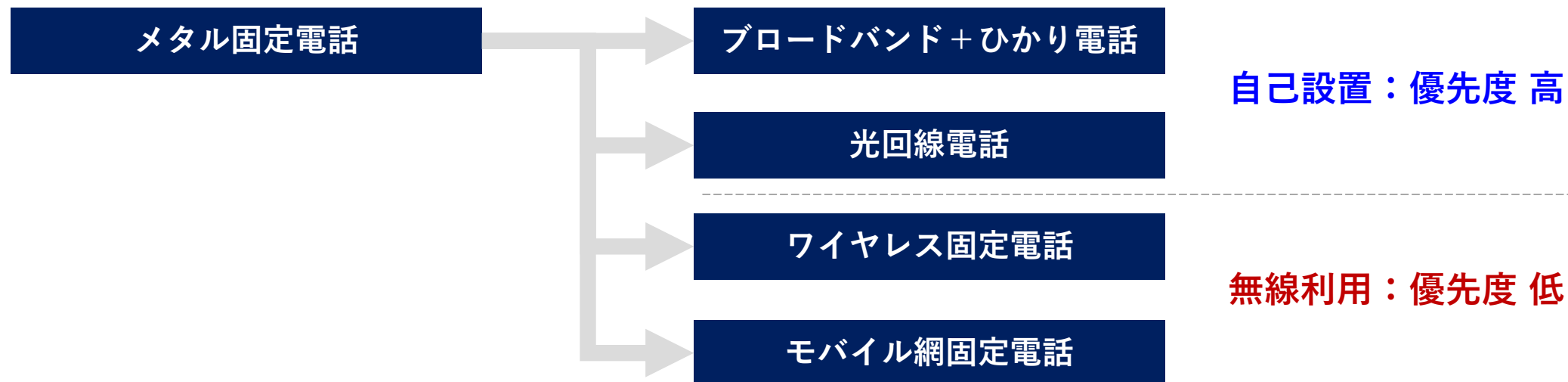
各法の趣旨・目的や、制度の経緯を踏まえれば、あるべき姿は下記のとおり

- ① NTT東西は、サービスの基盤となる光ファイバ網を拡大・維持する
- ② ①を前提に、事業者間競争を促進し、競争を通じたサービスの拡充を目指す
- ③ ②により普及し、国民生活に不可欠となったサービスのうち、競争では全国的な提供が維持されないものについて、基礎的電気通信役務・交付金制度を通じ、全国的な提供を確保する
- ④ 申請に基づき指定された適格電気通信事業者が、③の最終保障提供責務を担う
- ⑤ ④により全国的な提供が確保されない場合には、NTT東西が最終保障提供責務を担うが、NTT東西は光ファイバ網など自己設備での提供が第一とし、無線活用は自己設置義務とのバランスなど踏まえた、最小限の範囲とする

「検討が必要な事項」 として示された論点に対する当社考え

ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い

ブロードバンド重畳型電話への移行・普及を原則とし、
無線利用による提供エリアは引き続き限定すべき



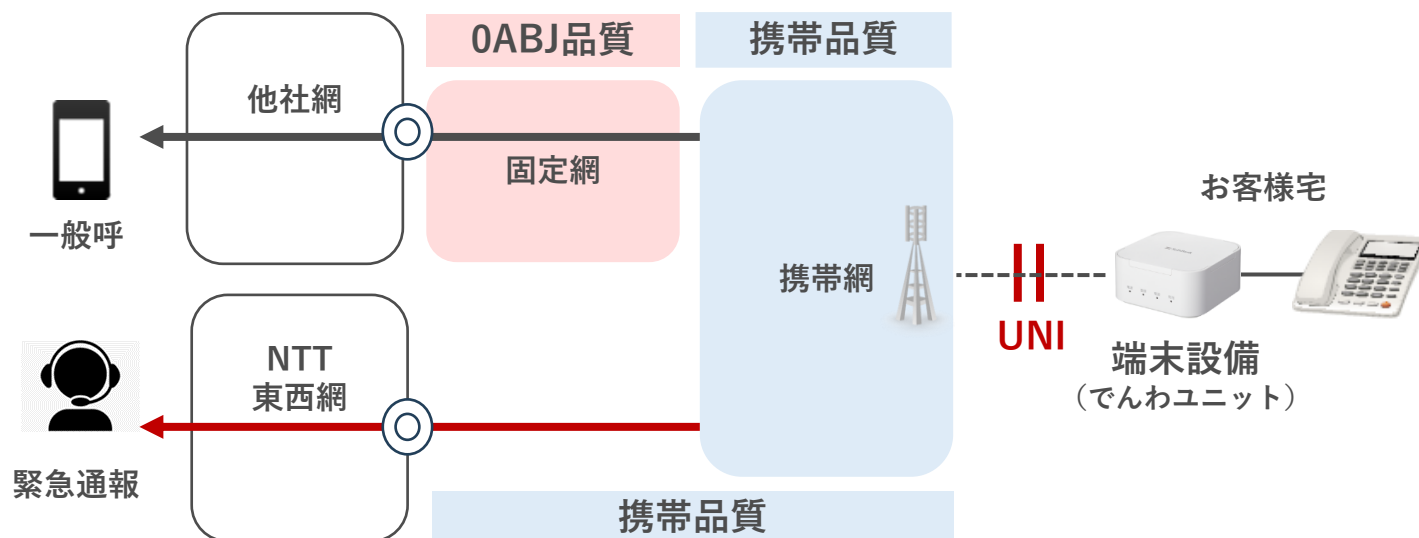
競争環境下で提供が開始されたサービスであり、基礎的電気通信役務に追加する場合、
現行サービス仕様や提供条件（品質、緊急呼、UNI等）に影響を与えないことが必須

(3) モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加

現在MNO各社が提供するモバイル網固定電話は、住所情報が通知されず、緊急通報をした場所が特定できない場合があること、品質がFAXの提供に適さないサービスがあること、メタル固定電話と比較して品質が劣るサービスがあること等の課題はあるが、以下の点等に鑑みると、電話のユニバーサルサービスに位置付けることが適当である。

- ① モバイル網固定電話は、基本的に全国で、NTT東西のメタル固定電話より低廉な料金で利用可能であり、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供と、電話単体利用を希望するメタル固定電話の利用者の移行先を併せ確保する観点から有効なサービスと考えられること
- ② メタル固定電話やFAXの利用者が減少していること等を勘案すると、電話のユニバーサルサービスの要件として、メタル固定電話と同水準の技術基準²³を課す必要性は低下しつつあるため、モバイル網固定電話固有の技術基準として、通常の利用に支障を来さない一定の安定性や通話品質、緊急通報等が確保できる水準を検討（現に提供されているサービスであることも考慮した上で現行のIP電話や携帯電話などの技術基準を参照しながら検討）し、それを課せば足りると考えられること

< 当社モバイル網固定電話の場合 >



各社の管理粒度は異なると思われ、報告事業者の負担に配慮いただきたい

地域単位粒度

- 各社サービス毎の管理粒度のまま提出することを許容いただきたい
- 公開するにあたっては、最も管理地域単位の大きい社に合わせ集計するなど、各社の公開ポリシーに影響がないようにしていただきたい

運用

- 更新頻度は、報告にかかる負担を考慮し設定いただきたい

都市部も都市部以外も同等の料金とすることは妥当であるが、
相対契約（競争対応上のキャンペーンによる料金差の発生等）の許容が前提

一方で、適格電気通信事業者の小売料金設定の在り方（相対を許容すべきか等）は、
市場への影響も踏まえて別途検討が必要

この際、多様な事業者が競争的にサービス提供を行っている状況にあることに鑑みると、事業者間で共通の全国均一料金を課すこと等は適当ではなく、料金の低廉化は、事業者間の競争を通じて確保することを基本としつつ、

- ① 都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域ではそのような競争も期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから、都市部に比べて高い料金が設定されるおそれがあること
- ② 諸外国では、ブロードバンドの料金について、都市部と同等の料金を求める規律を課す例がある³⁵こと

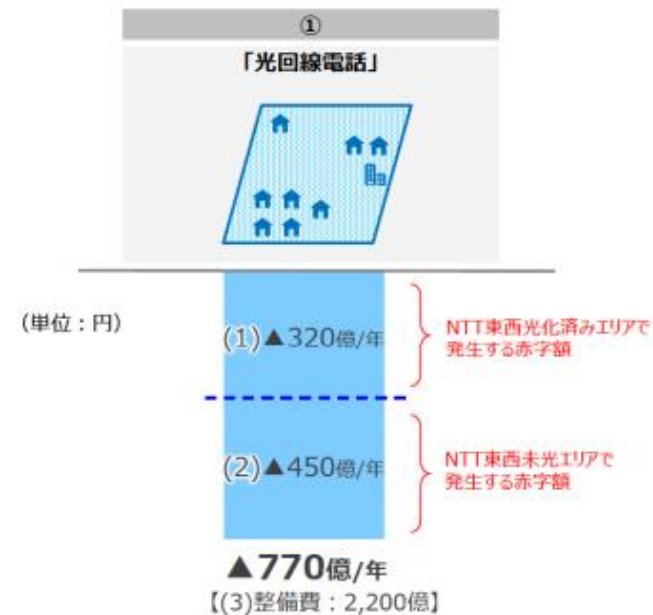
等を踏まえ、ユニバーサルサービスの提供者に対して、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当である。

参考 | 光回線電話の料金課題

光回線電話の収支構造は赤字とされ、同等の料金水準での競争事業者の提供は困難

メタル回線の縮退計画を踏まえた今後の光回線電話提供の見通しや、費用と収入の実態を明らかにした上で、公正競争上の影響を検証し、必要な措置※を講じるべき

※競争事業者が競争可能な接続・卸メニューの設定等

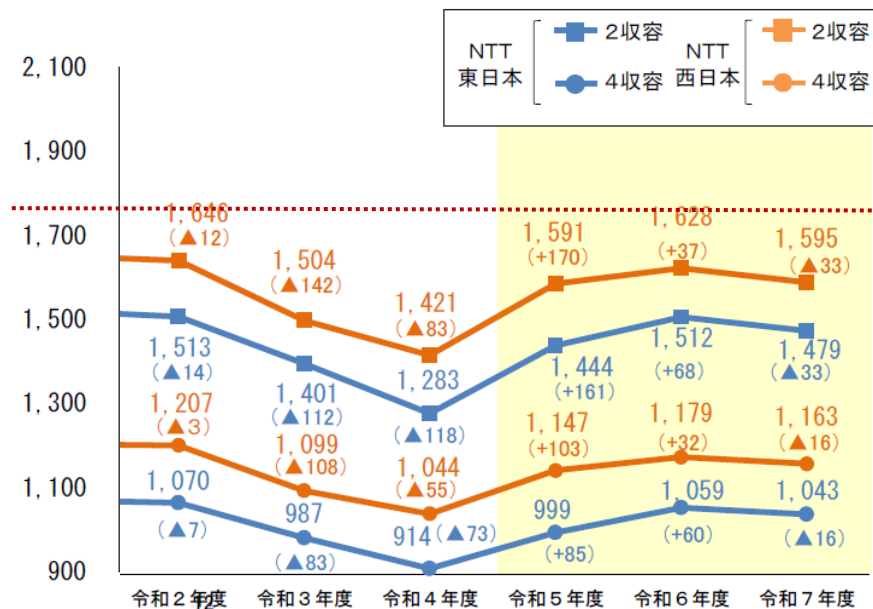


- なお、NTT東西が既に光整備済みのエリアにおいても、現状も加入電話を使い続けるユーザがいっぱいことから、今後も固定電話サービスの単体利用をしているユーザは一定数見込まれると想定しています。
光回線電話の1回線当たり収支は赤字であることから▲320億円/年の赤字額を見込んでおり、NTT東西が未整備のエリアの赤字と合わせ、▲770億円/年の赤字額を見込んでいます。

出典：ユニバーサルサービスWG 第7回 日本電信電話株式会社資料（2024年5月17日）

1回線当たり収支は赤字

シェアドアクセス(2収容、4収容の場合)



光回線電話の料金
(1,760円)

※ 令和7年度における光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和6年度の申請料金を横置き。

出典：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明（2024年1月）より当社作成

収容率を考慮すると、競争事業者が提供可能な水準にない

「検討が必要な事項」 として示されたその他論点に対する当社考え

1. (1) 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

項目	検討事項	意見
① ワイヤレス固定電話の提供地域の扱い	・ ワイヤレス固定電話の提供地域を限定する規律の緩和の在り方	・ ブロードバンド重畳型電話への移行・普及を原則とし、無線利用による提供エリアは引き続き限定すべき ・ 線路敷設基盤の保護のため、自己設置義務が形骸化しないよう提供地域は抑制的であるべき ・ NTT東西が提供するモバイル網固定電話も同様
② ユニバーサルサービスに位置付けるモバイル網固定電話の扱い	・ モバイル網固定電話の技術基準の在り方	・ 競争環境下で提供が開始されたサービスであり、基礎的電気通信役務に追加する場合、現行サービス仕様や提供条件（品質、緊急呼、UNI等）に影響を与えないことが必須 ・ 品質や緊急呼等に固定電話並みの水準を求めるのは、従来の低廉な料金での提供やサービス継続事態に影響がある
③ ユニバーサルサービスに位置付けるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の扱い	・ サービスの性質を踏まえたユニバーサルサービスとしての範囲の在り方	・ 品質面で利用者に不利益が生じないように混雑が生じにくい、未整備地域に限定すべき
④ 関連規定における新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い	・ 卸電気通信役務による提供の場合の扱い、NTT東西の自己設置要件の扱い ・ ブロードバンドの交付金制度の「一者以下要件」における扱い、交付金の算定における扱い	・ 今後、適切な規律となるよう検討が必要

1. (2) 最終保障提供責務の履行の在り方

項目	検討事項	意見
① 基礎的電気通信役務の区分、基礎的電気通信役務台帳の整備に関する事項	- 基礎的電気通信役務の区分となる電話のユニバーサルサービス（第一号基礎的電気通信役務）の種別 - 基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる地域の単位（地域単位区域の範囲） - 基礎的電気通信役務台帳の記載事項	- 各社サービス毎の管理粒度のまま提出することを許容いただきたい - 公開するにあたっては、最も管理地域単位の大きい社に合わせ集計するなど、各社の公開ポリシーに影響がないように配慮が必要 - 更新頻度は、報告にかかる負担を考慮が必要
② 最終保障提供責務の履行に係る手続等に関する事項	- 最終保障提供責務の発生要件（「正当な理由」及び「特にやむを得ない理由」の内容） - 役務提供確認の具体的な方法、期限	- 正当な理由・やむをえない理由については、事業者の健全な事業運営のための経営判断を阻害しないように配慮が必要 - 役務提供確認は、どの程度の件数が発生するか等を踏まえて、より負荷のない運用とすべき
③ 最終保障電気通信役務に係る契約約款への記載事項	最終保障電気通信役務に関し契約約款に記載すべき事項、その変更命令の要件	利用者保護と、事業者の負荷を考慮した整理が必要
④ 近隣電気通信事業者の協力義務に関する事項	- 近隣電気通信事業者の必要な協力の内容 - 近隣電気通信事業者が協力を拒否することができる正当な理由の内容	協議の要請があった場合に、近隣電気通信事業者に過度な負担をかけることがないようにすべき

1. (3) ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

項目	検討事項	意見
① ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知及び届出に関する事項	- 周知及び届出義務の例外の範囲（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものとして例外となる地理的範囲等） - 周知及び届出の期限 - 周知及び届出の内容	利用者保護と、事業者の負荷を考慮した整理が必要
② 地方における都市部より高い料金設定の禁止に関する事項	- 地方における都市部より高い料金設定の禁止の具体的な内容 - 例外として認められる特別な事情	- 都市部も都市部以外も同等の料金とすることは妥当であるが、相対契約（競争対応上のキャンペーンによる料金差の発生等）の許容が前提 - 一方で、適格電気通信事業者の小売料金設定の在り方（相対を許容すべきか等）は、市場への影響も踏まえて別途検討が必要

1. (4) 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

項目	検討事項	意見
① 最終保障電気通信役務の交付金制度の在り方	- 最終保障電気通信役務の交付金の支援対象 - 最終保障電気通信役務の交付金の算定方法 - 最終保障電気通信役務の交付金の交付のための具体的な手続	責務に応じた交付は必要だが、最終的に利用者からの収入で賄うため必要最小限の補填となるよう整理が必要
② 最終保障提供責務の導入等に伴う電話の交付金制度の見直し	- 担当支援区域制度における担当支援区域の単位 - 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第一種適格電気通信事業者の指定手続の見直し - 最終保障提供責務の導入等を踏まえた電話の交付金の算定方法の見直し	責務に応じた交付は必要だが、最終的に国民負担になるため必要最小限の補填となるよう整理が必要
③ 最終保障提供責務の導入等に伴うブロードバンドの交付金制度の見直し	- 指定基準の見直し等、最終保障提供責務の導入等を踏まえた第二種適格電気通信事業者の指定手続の見直し - 最終保障提供責務の導入等を踏まえたブロードバンドの交付金の算定方法の見直し	責務に応じた交付は必要だが、最終的に国民負担になるため必要最小限の補填となるよう整理が必要

